

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」の算出等の考え方について

1. 国の「考え方」発出：当初予定の約 1 か月後に発出

8 月 24 日、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方について」(内閣府子ども・子育て本部 事務連絡)が都道府県・指定都市・中核市に送付された。

2. 手引きの内容：第一期手引きを基本とする

第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」(以下「第一期手引き」という。)を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載。

3. 追加された項目

「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」 「改正基本指針（平成 30 年内閣府告示第 56 号）」を踏まえた項目

- 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと。【手引き 3】
- 都市開発部局との十分な情報共有を行うこと。
- 幼稚園における預かり保育等の取扱い
 - ・幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2 号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能。
 - ・一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による 2 歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による 0～2 歳児の受入れを行う場合は、3 号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能。
- 企業主導型保育施設の地域枠の活用
 - ・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2 号認定子ども及び 3 号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない。

○特定教育・保育施設等の定員の取扱い

- ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。
- ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。

これまでに発出された事務連絡等を踏まえた項目

○量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について

- ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）とすることも可能。

○放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項（H26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）

- ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績のかい離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う。

政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

○放課後子ども新総合プラン（仮称）を踏まえた量の見込みの算出

- ・放課後子ども新総合プラン（仮称）では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

その他、留意が必要な項目

○0歳児の保育の量の見込みの算出について

- ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

○子育て短期支援事業の量の見込み

- ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえ、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

○利用者支援事業の量の見込み

- ・地域子育て支援拠点事業における量の見込みや子育て世代包括支援センターの設置を見据えること。また、基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。